

## いちごえびの末永 ECO 発電所プロジェクトに対する新生グリーンローン評価

株式会社 SBI 新生銀行 サステナブルインパクト推進部 評価室

評価種別 グリーンファイナンス

発行日 2024年8月30日

## ■ 評価対象案件概要

案件名	宮崎県えびの市末永メガソーラープロジェクトファイナンス案件
借入人	いちごえびの末永 ECO 発電所合同会社
分類	証書貸付
金額	4,000 百万円
実行予定日	2024年8月30日
最終期日	2041年7月31日
資金使途	太陽光発電所開発資金を使途とする既存貸付債務の返済等

## ■ 本評価の目的

本評価は、評価対象案件について「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」に定める各適格クライテリアの充足状況を確認し、対象案件が本フレームワークに適合しているかを評価することを目的とする。評価においては、国内外で幅広く指針となっている国際資本市場協会（International Capital Market Association）の「グリーンボンド原則」、ローン・マーケット・アソシエーション（Loan Market Association）「グリーンローン原則」等が定める4つの要素への適合性を意識した評価を行う。

株式会社 SBI 新生銀行（以下、「SBI 新生銀行」）では「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」（以下、「本フレームワーク」）を策定し、本フレームワークがグリーンローン原則と整合的であること、及び SBI 新生銀行における本フレームワークの実施体制が堅固であることについて、株式会社日本格付研究所より第三者意見を取得している。

（この頁、以下余白）

## ■ 評価結果概要

SBI 新生銀行サステナブルインパクト推進部評価室（以下、「評価室」）は、評価対象案件について、明確な環境改善効果が認められることを含め、「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」上で定められた要件を満たしており、新生グリーンファイナンス・フレームワークに適合していると評価した。また、「グリーンローン原則」（2023年2月版）等が定める4つの要素への適合性も認められると評価した。項目別の評価結果概要は次の通り。

項目 (Part)	評価結果	評価概要
I: グリーン性評価	適合	資金の全額が対象プロジェクトとなる太陽光発電所開発資金を用途とする既存貸付債務の返済等に充当される。太陽光発電は従来型電源に比べ GHG 排出量の観点で明確な環境改善効果が認められ、対象プロジェクトが潜在的に有する重大な環境・社会リスクが適切に回避・緩和されており、本来のプロジェクトのポジティブなインパクトと比べ過大でないとして評価した
II: サステナビリティ戦略・社会課題への取り組み	適合	本件を手掛けるいちごグループは、組織としても「サステナブルインフラ企業」としてサステナブルな社会を実現することを掲げていることから、対象プロジェクトが組織目標と合致し、また組織目標と整合的なプロジェクトの選定プロセスが構築されていると評価した
III: 資金管理	適合	調達された資金が確実に対象のグリーンプロジェクト建設資金を用途とする既存貸付債務の返済等に充当される体制となっていると評価した
IV: レポーティング	適合	資金の充当状況や環境改善効果にかかる融資後のレポーティング内容について、いずれも適切であると評価した

(この頁、以下余白)

■ 「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」が定める要素別の評価（Part I～IV）

Part I：グリーン性評価（LMA グリーンローン原則（以下、「原則」）：調達資金の使途）

「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」のもとでファイナンスの対象となるプロジェクトは、①明確な環境改善効果（ポジティブな環境的インパクト）が認められる事業に資金使途が限定されていること、および②対象プロジェクトの潜在的に有する重大な環境・社会的リスク（ネガティブなインパクト）が適切に回避・緩和されており、本来のプロジェクトのポジティブなインパクトと比べ過大でないことを要件とする。ここではこれらの要件を充足しているかを評価する。

1. 資金使途の概要

評価対象となるファイナンスは、宮崎県えびの市末永に所在する太陽光発電所（以下、「本発電所」）の建設資金に係るファイナンス（以下、「既存貸付」）のリファイナンス等を目的とするタームローン（以下、「本ファイナンス」）である。借入人はSPCであるいちごえびの末永ECO発電所合同会社（以下、「借入人」）となるが、実質的な事業運営は本発電所のアセットマネジャーであるいちごECOエネルギー株式会社（以下、「IEE」）が担う。本発電所の概要は以下のとおり。

プロジェクト名称	いちごえびの末永ECO発電所プロジェクト
借入人	いちごえびの末永ECO発電所合同会社
事業区分	再生可能エネルギー（太陽光発電）
事業規模	発電容量 DC：13.9MW、AC：11.0MW
運転開始時期	2024年1月
所在地	宮崎県えびの市

2. プロジェクトのグリーン性評価

評価室は、新生グリーンファイナンス・フレームワークにおいて、新生グリーンファイナンスの適格クライテリアを定めている。適格性の判断に際しては、グリーンボンド原則、グリーンローン原則への適合性や、環境省が公表している「グリーンボンドガイドライン グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローン・ガイドライン（2022年版）」（以下、「環境省ガイドライン」）との整合性を取ることで、プロジェクトには明確な環境改善効果が認められることを前提としている。

a. プロジェクトがもたらす環境改善効果とその評価方法

新生グリーンファイナンス・フレームワーク及びグリーンローン原則等では、再生可能エネルギー、及び、省エネ設備に関して以下のとおり適格クライテリア等が定められており、太陽光発電事業となる本発電所はこれらのクライテリアに該当する。

	新生グリーンファイナンス・フレームワーク
適格クライテリア の分類	・再生可能エネルギー

適格クライテリア の事業例	・太陽光発電
	グリーンボンド原則 <sup>1</sup> ・グリーンローン原則 <sup>2</sup>
事業区分	・再生可能エネルギー
	グリーンボンドガイドライン グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローン・ガイドライン（2022年版） <sup>3</sup>
大分類	1 再生可能エネルギーに関する事業
小分類	1-1 太陽光、風力、水力、バイオマス（持続可能性が確認されたもの又は廃棄物由来のものに限る。）、地熱、波力・潮力等の海洋再生可能エネルギー等の再生可能エネルギーにより発電を行う事業

IEEによれば、本発電所は年間平均発電量（17年平均）として13,442MWh/年を見込み、これに基づき環境改善効果として約5,888t-CO<sub>2</sub>/年のCO<sub>2</sub>排出削減効果を見込んでいる。環境改善効果の前提となる発電量の予測は、IEEが委託する第三者技術コンサルタントが実施しており、客観性が担保されている。なお、本発電所は無制限出力抑制の対象となるが、IEEは発電量の予測に際し第三者機関からも出力制御影響評価に関するレポートを取得しており、出力抑制による発電量ロスを勘案している。評価室は、同社の評価を踏まえても発電量の予測値は妥当なものであると考える。

	本発電所	評価手法等の妥当性
環境的インパクト指標	CO <sub>2</sub> 排出削減効果 (t-CO <sub>2</sub> /年)	再生可能エネルギーによる発電電力量やCO <sub>2</sub> 排出量の削減量を用いるのが一般的
年間発電量見込み	13,442MWh/年	第三者機関による予測値 <sup>*1</sup> （17年平均）
CO <sub>2</sub> 削減効果	5,888 t-CO <sub>2</sub> /年	予測年間発電量（kWh）×調整後排出係数 <sup>*2</sup>

※1：出力抑制率の予測値を考慮した発電電力量（いずれも本発電所建設時点における想定値）

※2：調整後排出係数は、IEEが実績開示にあたり通常使用している数値（環境省・経済産業省公表の[電気事業者別排出係数 -令和4年度実績-](#)における沖縄県以外の各一般送配電事業者の平均値）を用いた（0.000438t-CO<sub>2</sub>/kWh）。なお同数値は、評価室が評価に当たり通常用いている対象発電所の売電先となる小売電気事業者の調整後排出係数（九州電力、0.000475t-CO<sub>2</sub>/kWh）よりも低い数値である。

#### ◆ 課題に対する国の方針との整合性

日本政府は、脱炭素社会の達成のために再生可能エネルギーの最大限の導入を推進することを掲げて

<sup>1</sup> ICMA, Green Bond Principles; Voluntary Process Guidelines for Issuing Green Bonds June 2021,  
<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2022-updates/Green-Bond-Principles-June-2022-060623.pdf>（アクセス日：2024年7月31日）

<sup>2</sup> LSTA, GREEN LOAN PRINCIPLES, <https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>（同：2024年7月31日）

<sup>3</sup> 環境省, グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022年版, <https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>（同：2024年7月31日）

いる。評価室では主な戦略、計画、指針として、「SDGs アクションプラン 2023」<sup>4</sup>や「GX 実現に向けた基本方針」<sup>5</sup>、及び、「第 6 次エネルギー基本計画」<sup>6</sup>の内容を参照し、本発電所が再生可能エネルギーに係る国の方針等と整合的であることを確認した。なお脱炭素社会の実現は日本の特定の地域に限定されない全国的な目標であることから、地域行政レベルの方針や計画との整合性の確認は省略した。

### 【a の結論】

評価室は、本プロジェクトには明確な環境改善効果が見込まれ、課題に対する国の方針とも整合していること、またその評価方法も妥当であることを確認した。

### b. プロジェクトがもたらす環境・社会的リスク及びそのリスク緩和策・マネジメントプロセス

新生グリーンファイナンス・フレームワークでは、対象プロジェクトが環境や社会に対して重大な負の影響をもたらすことがないかを評価し、負の影響にかかる潜在的なリスクがある場合には、適切な緩和措置が講じられているか、また本来のプロジェクトのポジティブなインパクト（本来の環境改善効果）と比べ過大でないことについて個別に評価することを定めている。ここでは本プロジェクトに付随する環境・社会的リスク（ネガティブインパクト）及びそのリスク緩和策・マネジメントプロセスについて確認を行った。

#### <太陽光発電設備の稼働に伴うと考えられるネガティブインパクト>

環境省の定める「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（2020 年 3 月）<sup>7</sup>を参考にした上で、一般的に想定される環境的・社会的なネガティブインパクトとして以下が挙げられる。

- ・ 豪雨発生等に伴う濁水の発生、周辺水質への悪影響
- ・ 土砂崩れ等の自然災害に伴う近隣住民（住居）・施設への被害のリスク
- ・ 反射光等の景観への悪影響
- ・ 発電設備の部材に土壌に悪影響を及ぼす恐れのある薬剤や金属が使われることによる悪影響

#### <本発電所の稼働がもたらす環境・社会リスクの評価>

本件は金融機関のファイナンスにおける自主的なリスク低減のためのフレームワークである赤道原則の適用対象外となることに加え、完工済み案件であることから、本プロジェクトに伴う潜在的な環境・社会リスクは相当程度低いことが考えられる。これらを踏まえ、本プロジェクトに伴う環境・社会リスクの評価においては、「地域社会の安全・保安」（土砂災害リスク、洪水リスク、発電所運営に伴う電柱等設置

<sup>4</sup> SDGs 推進本部,SDGs アクションプラン 2023, P.8,

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai13/sdgs\\_actionplan2023.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai13/sdgs_actionplan2023.pdf)（アクセス日：2024 年 7 月 31 日）

<sup>5</sup> 経済産業省, 「GX 実現に向けた基本方針」が閣議決定されました, P.5-6,

<https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210002/20230210002.html>（アクセス日：2024 年 7 月 31 日）

<sup>6</sup> 経済産業省,第 6 次エネルギー基本計画が閣議決定されました, P.106,

<https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211022005/20211022005.html>（アクセス日：2024 年 7 月 31 日）

<sup>7</sup> 環境省, 太陽光発電の環境配慮ガイドライン,

<https://www.env.go.jp/content/900515354.pdf>（アクセス日：2024 年 7 月 31 日）

による影響)を中心に確認を実施した。その結果、各リスクについては適切に手当てがなされている、または、影響度合いが大きくないことを確認した。

#### <いちご ECO エナジーの環境・社会リスクマネジメント体制>

評価室では、本発電所の実質的な事業運営主体である IEE の環境・社会リスクマネジメント体制等を確認した。具体的には、環境・社会に係る方針や推進体制、人権配慮、自然災害リスク、ステークホルダーエンゲージメント・地域貢献、緊急時の対応体制の各項目について確認を行った。その結果評価室は、対象発電所の運営において適切な環境・社会リスクマネジメント体制が構築されていると評価した。

#### 【b の結論】

本発電所では、自然災害リスクについて特定された潜在的なリスクについて必要な手当てが実施されている。また開発期間から評価時点までの間に環境社会上の問題は発生していないこと、またトラブル等発生時の適切な連絡体制も存在することから、適切なリスクマネジメント体制が構築されていると評価した。

#### ■ Part I の結論

①明確な環境改善効果(ポジティブな環境的インパクト)が認められる事業に資金用途が限定されていること、及び②対象プロジェクトの潜在的に有する重大な環境・社会的リスク(ネガティブなインパクト)が適切に回避・緩和されており本来のプロジェクトのポジティブなインパクトと比べ過大でないことを確認した。

(この頁、以下余白)



**Part II：戦略との整合性及び選定プロセス等の妥当性（原則：プロジェクトの選定プロセス）**

「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」のもとでは、借入人及びプロジェクトのスポンサーに対し、全社的なサステナビリティ目標及び戦略や、環境・社会的リスクマネジメントにかかる社内体制等について説明を求めることとしている。

IEE が所属するいちごグループは、いちご株式会社を親会社とする独立系の総合不動産会社であり、現存不動産に新しい価値を創造する心築（しんちく）事業、太陽光発電や風力発電等のクリーンエネルギー事業、3つの上場投資法人をはじめとした不動産運用を行うアセットマネジメント事業、の3事業を中心に展開する。同グループは長期 VISION「いちご 2030」を公表し、サステナブルな社会を実現するための「サステナブルインフラ企業」として、将来を見据えた戦略的な事業展開を行うことを掲げており、この中でサステナブルな社会を実現するため、「不動産」と「クリーンエネルギー」の事業領域においてさらなる進展を図るとしている。

IEE は 2012 年 11 月に、クリーンエネルギー事業を推進するために設立されたグループ企業である。太陽光発電所を主軸として、開発予定のものも含め計 79 発電所（約 233.8MW）のクリーンエネルギー発電所を保有・運用している（2024 年 5 月末時点）。この他、太陽光発電や風力発電以外の持続可能な再生可能エネルギー電源の事業多様化を検討中である。

IEE におけるクリーンエネルギープロジェクトの選定・投資決定プロセスは以下のとおり。

- (1) 営業本部エナジーソリューション部もしくは開発企画部と運用管理部が共同で、グリーン適格クライテリアを策定する。
- (2) 運用管理部が、グリーン適格クライテリアに基づいてプロジェクトの候補リストを作成する。
- (3) 営業本部エナジーソリューション部もしくは開発企画部が、国の環境関連法令対応への遵守状況を確認するとともに、地方自治体の窓口と調整を行い、行政の指導のもと各種許認可等を取得する。同時に、環境・社会へのネガティブな影響を確認し、必要に応じて環境保全措置をはじめとする必要な措置を講じる。
- (4) 取締役会において、プロジェクトの選定についての最終的な意思決定を行う。

**Part II の結論**

本発電所のスポンサーであるいちごグループは社会的意義のある事業活動を通じてサステナブルな社会に貢献することを組織目標として掲げており、クリーンエネルギーの事業領域においても更なる進展を図るとしている。本発電所はクリーンエネルギー事業の具体的な案件として進めるものであり、本発電所がいちごグループの全社的な経営方針や長期戦略とも合致することは明確であり、また組織目標と整合したプロジェクトの選定プロセスがあると評価した。

**Part III：資金管理（原則：資金管理）**

「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」では、貸付資金がグリーンウォッシュローン等になることを防ぐため、すべてのファイナンスが実行されるまでの間、実行金が確実に対象プロジェクトに充当されることを確認できる体制を確保するために必要な手当てがなされているかを確認することとしている。

評価室は、本ファイナンスに係る金銭消費貸借契約書等（以下、「LA」）を確認し、下表のとおり、本ファイナンスが確実にグリーンプロジェクトに充当される体制になっていると評価した。

本ファイナンスによる借入金は、資金実行日にその全額が本発電所の建設資金等を資金用途とした既存貸付の返済等に充当される予定である。実行金は貸付人に開設される借入人名義の専用口座に入金されるため、本発電所以外の IEE のプロジェクトや同社の一般的な運転資金とのコミングリングリスクはない。

資金管理項目	評価結果	判断根拠
資金の追跡管理及び充当に係る手当て	適合	実行金が対象プロジェクト専用口座へ入金される
		貸付人が実行金の入出金に係る口座明細を確認できる
		貸付人がプロジェクトコストに係る証憑を確認できる
		LA において資金用途を特定する規定がある
プロジェクトへの資金充当状況	適合	本ファイナンスはその全額が本発電所の建設資金等を資金用途とした既存貸付の返済等に充当される
未充当資金の扱い	適合	未充当資金は生じない想定
資金管理方法と第三者による検証	適合	資金管理について社内の責任者・責任部署を設けている

**Part IIIの結論**

本ファイナンスで調達された資金は全額グリーンプロジェクトのリファイナンスに充当される予定である。これらにより、本ファイナンスが確実にグリーンプロジェクトに充当される体制であると評価した。

（この頁、以下余白）



**Part IV：レポーティング（原則：レポーティング）**

「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」では、借入人が対象プロジェクトで実現しようとする環境的な目標についての説明を求める。また、プロジェクトが持続的に期待された環境的な効果を生み出しているかを評価するために、パフォーマンス指標の使用を求め、可能な限り定量的な指標が用いられること、並びにパフォーマンス指標をその算定方法及び前提条件とともに開示することを求める。

評価室は本ファイナンスの LA を確認し、以下の通り環境改善効果に係るインパクト・レポーティングを含む適切なレポーティング体制が確保されていると評価した。

レポーティング項目	評価結果	レポーティング内容ほか
資金の充当状況	適合	<ul style="list-style-type: none"> <li>PartⅢのとおり、本ファイナンスは資金実行日に全額が本発電所の建設資金等を資金使途とした既存貸付の返済等に充当される。</li> <li>実行金は貸付人に開設される本発電所の専用口座に入金され、貸付人は随時モニタリングを行える体制となっている</li> </ul>
環境改善効果にかかるインパクト・レポーティング	適合	<ul style="list-style-type: none"> <li>本発電所の稼働開始以降の年間発電量実績 CO<sub>2</sub> 排出削減効果</li> </ul>
プロジェクトにかかるネガティブな影響のレポーティング	適合	<ul style="list-style-type: none"> <li>本発電所の稼働等に悪影響を及ぼす又はその具体的なおそれのある、不可抗力、法令等の変更その他の事態が発生した場合</li> <li>本発電所、借入人の資産又は本件土地に関して環境社会関連法規を含む法令等の違反がある旨の主張がなされた場合</li> </ul>

**■ Part IVの結論**

「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」において、資金実行後モニタリングの観点から求められているレポーティングについて、いずれの項目についても適切な報告体制が整っており、貸付人に対する透明性が確保されていると評価した。

**■ 最終評価結果**

評価室は、「グリーンローン原則」等が定める4つの要素への適合性や環境省ガイドラインが求める内容との整合性という視点も踏まえて、評価対象案件の「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」への充足状況を確認した。その結果、明確な環境改善効果が認められることをはじめとして、「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」に定める各項目に適合していることを確認した。また、「グリーンローン原則」等への適合性も認められると評価している。

以上

## 【ご留意事項】

- (1) 新生グリーンファイナンス評価は、評価対象案件について弊行が策定した「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」(以下、「本フレームワーク」という。)に定める各適格クライテリアの充足状況を確認し、対象案件が本フレームワークに適合しているかを評価することを目的としています。評価項目には、対象案件の資金使途となるプロジェクトのグリーン性評価(環境改善効果等)や調達された資金の管理・運営体制等が含まれます。本資料及び本資料に係る追加資料等により弊行が参加金融機関に対して本取引への参加を斡旋、推奨、勧誘又は助言するものではありません。参加金融機関は、自らの情報に基づき、自らの責任において分析・検討し、本取引への参加判断を行ってください。
- (2) 本資料は、いちごえびの末永 ECO 発電所合同会社(以下「借入人」という)から提供された情報及び一般に入手可能な公開情報他、弊行が信頼できると判断した情報をもとに作成されておりますが、弊行は環境改善効果をはじめとするその内容・記述について、真実性、正確性、完全性及び網羅性を保証するものではなく、本資料はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、弊行は状況の変化等に応じて、弊行の判断でグリーンローン原則への適合性に関する評価を変更・保留したり、取り下げたりすることがあります。弊行は、本資料の誤りや変更・保留、取り下げ等に関連して発生するいかなる損害や損失についても一切の責任を負いません。
- (3) 弊行は、本取引以外の取引において借入人に関する情報を保有又は今後取得する可能性があります。これらの情報を開示する義務を負うものではありません。
- (4) 本資料の著作権は株式会社 SBI 新生銀行に帰属します。弊行による事前承諾を受けた場合を除き、本資料に記載された情報の一部あるいは全部について複製、転載又は配布、印刷など、第三者の利用に供することを禁じます。

## 【指定紛争解決機関】

一般社団法人全国銀行協会  
連絡先 全国銀行協会相談室